平成２２年（フ）第５７０号
栃木県さくら市櫻野1732番地26
債務者　福井　壽一
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７２号
栃木県大田原市若草１丁目1364番地３
債務者　小幡　眞理
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７５号
栃木県那須塩原市東原４番地915　コータ・コートＡ―201号、前住所栃木県那須塩原市黒磯505番地　県営黒磯住宅１―14号
債務者　髙橋由季子（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９９８号
神奈川県藤沢市亀井野1524番地の１　ファースト・シティー・松嶋105号
債務者　二川　正夫
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９９号
神奈川県藤沢市亀井野1524番地の１　ファースト・シティー・松嶋105号
債務者　二川　和子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７７号
栃木県塩谷郡塩谷町大字船生5196番地１、前住所栃木県塩谷郡塩谷町大字船生5196番地
債務者　髙橋奈津子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７８号
栃木県宇都宮市下栗１丁目19番地　下栗市営住宅８号棟45号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町2604番地４
債務者　太田　晴香
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４９号
東京都三鷹市新川３丁目４番９―210号
債務者　新田　義雄
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７５０号
東京都三鷹市新川３丁目４番９―210号
債務者　新田満知子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９３８号
東京都江戸川区中葛西４丁目８番15―221号
債務者　小川　正美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９９４号
東京都足立区竹の塚１丁目５番15―301号
債務者　田戸岡美保
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０１２号
東京都葛飾区高砂２丁目１番26号リバーサイドフジ105
債務者　中島ゆきえこと　姜　　英姫
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０２５号
東京都世田谷区若林２丁目６番12号ランコーントル202
債務者　小形　弘美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０３９号
東京都台東区日本堤２丁目２番３号ナカヨシテラス308
債務者　桃野　隆男
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８２９号
横浜市中区伊勢佐木町４丁目121番地　ライオンズマンション伊勢佐木町304号室
債務者　松本　泰治
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部